

製造請負契約条項

(契約の目的)

第 1 条 乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書並びに仕様書に添付された図書又は見本（以下「仕様書等」という。）に定めるところに従い、標記の契約物品（役務対象物品を含み、ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）を製造して納期までに指定された場所に納入し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

(代金)

第 2 条 契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。ただし、特約条項を付して代金を確定することを約定する場合は、当該条項の定めるところに従い確定するものとする。

(債務の引受け等の承認)

第 3 条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

- (1) この契約による債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合
- (2) この契約による債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合
- (3) 納入前の契約物品を担保に供する場合
- (4) 契約物品の全部又はその主要部分の製造を第三者に請け負わせる場合

(代理人等の届出)

第 4 条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出なければならない。

- (1) この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合
- (2) 契約物品の主要でない部分（軽易なものを除く。）の製造を第三者に請け負わせる場合

(再委託)

第 5 条 乙は、契約物品の製造を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につきその責めを免れない。

(特許法上の権利の侵害の禁止)

第 6 条 乙は、この契約の履行に当たり、第三者の有する特許法（昭和 34 年法律第 121 号）、実用新案法（昭和 34 年法律第 123 号）若しくは意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）上の権利又は技術上の知識に関し、第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 乙が、前項の必要な措置を講じなかったことにより甲が損害を受けた場合は、甲は、乙に対してその賠償を請求することができる。

(仕様書等の疑義)

第 7 条 参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書が契約書及び仕様書に定めるところと相違する場合は、契約書及び仕様書が優先する。

- 2 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めなければならない。この場合において、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。

る。

- 3 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適當なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

(承認用図面等の承認)

第8条 仕様書の定めるところにより、乙が承認用図面又は承認用見本を作成して甲の承認を受けた場合は、当該図面又は見本（以下「承認用図面等」という。）は参考として仕様書に添付された図面又は見本の一部となったものとみなす。承認用図面等が参考として添付された図面、見本又は図書に定めるところと相違する場合は、承認用図面等が優先する。

- 2 乙は、承認用図面等に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、前項の承認が、内容の変更を条件として与えられた場合に、乙が、当該条件に対して異議を申し立てたにもかかわらず、甲がその条件によることを求めたときは、この限りでない。

(納入計画書の提出)

第9条 乙は、甲が指示した場合は、速やかに納入計画書（工程表を含む。）を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の納入計画書が不適當であると認める場合は、その変更を求めることができる。

(監督官等の派遣)

第10条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要があると認める場合は、監督官、検査官及びその他の職員（以下「監督官等」という。）を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。

- 2 甲は、監督官等を派遣する場合は、その権限及び事務の範囲を乙に明示しなければならない。
- 3 監督官等は、職務の遂行に当たり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。
- 4 乙は、監督官等の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力しなければならない。

(輸送費)

第11条 納入場所までの輸送（梱包を含む。）に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(官給品等の支給及び貸与)

第12条 乙がこの契約の履行のため支給又は貸与を受ける材料、部品、機器、治工具、測定具等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。）（以下「官給品等」という。）の品目、数量、支給又は貸与を受ける期日及び場所その他必要な事項は、仕様書等の定めるところによる。

(官給品等の保管、引取り等)

第13条 乙は、官給品等の支給又は貸与を受ける場合は、これに立ち会い、品目、数量等について、仕様書等と照合の上、異状（品質又は規格が使用に不適當な場合を含む。以下同じ。）の有無及び数量の過不足を確認するものとし、異状又は数量の過不足を発見した場合は、直ちに甲の指定する物品管理官に申し出て、その指示を受けるものとする。後日、異状及び数量の過不足を発見した場合もまた同様とする。

- 2 乙は、官給品等の支給又は貸与を受けた場合は、これと引換えに受領書を物品管理官に提出するものとする。
- 3 乙は、官給品等をこの契約の目的以外に使用し、又は利用してはならない。ただし、物品管理官を経由して甲の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 4 乙は、官給品等を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 5 乙は、官給品等について、出納及び保管の帳簿を備え、その受払を継続的に記録整理し、その状況を明らかにしなければならない。
- 6 官給品等の性質によって生じた契約物品の契約不適合（納入された契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものをいう。）については、乙は、この契約に定める責めを免れる。ただし、乙が官給品等の異状を知って速やかに甲に告げなかったときは、この限りでない。
- 7 官給品等の引取り及び保管に必要な費用は、代金に含まれるものとする。
- 8 官給品等の異状を甲の指示により乙が修補した場合は、その費用は、甲の負担とする。

（官給品等の返還）

第14条 乙は、支給又は貸与を受けた官給品等につき、必要がなくなった場合は、速やかに甲に通知し、甲の指示するところに従い、返品書及び材料使用明細書を添えてこれを物品管理官に返還しなければならない。

- 2 返還に必要な費用は、甲の負担とする。

（官給品等の滅失等）

第15条 乙は、契約物品の製造に使用される前の官給品等が滅失又は損傷した場合は、速やかにその旨を書面をもって甲に届出し、乙の責に帰すべき事由により官給品等を滅失又は損傷した場合は甲の指示するところに従い、修補若しくは代品の納付を行い、又はその損傷を賠償しなければならない。

（監督）

第16条 甲の指名した監督官は、契約物品の製造について、その材料、部品又は半製品に関し、契約書、仕様書等及び甲の定める監督検査等実施要領に基づき、甲又は甲の指定する者が必要と認めた場合又は乙の申請があった場合において、立会い、指示、審査、確認その他の方法により必要な監督を行うものとする。

- 2 乙は、前項の規定により監督官が監督を行う場合は、これに応じなければならない。この場合においては、第7条第3項を準用する。

- 3 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

（完成検査）

第17条 乙は、契約書又は仕様書等において完成検査を行わないこととされている場合を除き、契約物品を納入場所に送付するのに先立ち、契約物品の品質（契約物品の性質上必要な包装等の品質を含む。）に関し、甲の完成検査を受けなければならない。

- 2 完成検査は、甲の指名した検査官により、契約書、仕様書等及び甲の定めた検査等実施要領により行われるものとする。
- 3 完成検査においては、契約物品の品質が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより、合格又は不合格の判定を行うものとする。
- 4 検査官は、前項により合格と判定した場合は、速やかに完成検査合格証を乙に交付

するものとする。

5 乙は、完成検査に立会わなければならない。

6 完成検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(完成検査の期日及び場所)

第18条 乙は、完成検査を受けようとする期日及び場所について甲に申請するものとする。

2 甲又は乙は、完成検査の実施の期日又は場所等を変更する必要がある場合は、遅滞なく相手方に通知し、協議の上、新たな期日又は場所を定めなければならない。

3 乙は、完成検査の期日までに、必要な準備を完了しなければならない。

(持込みの予定期日等の通知)

第19条 乙は、契約物品を納入場所に持ち込もうとする場合には、必要に応じ、持込みの予定期日、その他必要な事項を納入場所の検査官に通知しなければならない。また、納期までに相当の期間があるときに持ち込もうとする場合は、乙は、あらかじめ、持込みの予定期日その他必要な事項について甲と協議しなければならない。

(給付の完了の届出)

第20条 乙は、契約物品の持込みの完了（据付けを必要とするときは、据付けの完了）により、この契約による給付が完了した場合は、直ちに納品書に完成検査合格証を添えてその旨を検査官に届け出なければならない。契約物品が分割して納入することとされている場合において、それぞれの部分につき給付が完了したときもまた同様とする。

2 前項の届出を受理したときをもって、乙の納入日とする。

(受領検査)

第21条 甲は、前条の届出があった場合は、当該届出に係る契約物品について、この契約による給付の完了の確認のため、甲の指名した検査官により受領検査を実施させるものとする。

2 受領検査の実施については、甲の定めた検査等実施要領に規定するところによるものとする。

3 受領検査においては、納品書及び完成検査合格証を確認した上、契約物品が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより合格又は不合格の判定を行うものとする。

4 前項の判定は、前条の届出があった日から10日以内にしなければならない。

5 乙は、受領検査に立ち会うことができる。

6 乙は、検査官に対し、検査の日時その他必要な事項の通知を求めることができる。

7 受領検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(受領)

第22条 甲は、契約物品が受領検査において合格とされた場合は、これを受領する。

2 甲は、乙が受領検査において不合格とされた契約物品を引き取るのに必要な期間は、乙が自ら管理する場合を除き、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

(値引受領)

第23条 甲は、完成検査において契約物品が不合格と判定された場合において、当該契約物品に使用上重大な支障がないと認めて特にその受領を容認したときは、値引受領通知書を乙に交付するものとする。

- 2 乙は、完成検査において不合格と判定された契約物品について、前項による受領の容認を甲に申請することができる。
- 3 乙は、値引受領通知書の交付を受けている場合は、受領検査においては完成検査合格証に代えて値引受領通知書の確認を受けるものとし、甲は、数量の不足及び輸送中の事故が確認されない限り当該契約物品を受領する。
- 4 前項によるもののほか、受領検査において不合格と判定された契約物品で甲が使用上重大な支障がないと認めたものにつき受領することがあるものとする。
- 5 乙は、受領検査において、不合格と判定された契約物品について前項による受領を甲に申請することができる。
- 6 甲は、第3項又は第4項の契約物品を受領する場合は、代金につき相当額を減額する。

(所有権の移転)

第24条 契約物品の所有権は、甲が受領したときをもって乙から甲に移転するものとする。

- 2 契約物品の性質上必要な包装等は、仕様書に特に定めのあるものを除き、契約物品の所有権の移転とともに甲に帰属するものとする。

(納入場所が工場である場合)

第25条 納入場所が乙の工場である場合における給付の完了の予定期日、その他必要な事項の通知及びその届出については、第19条及び第20条を準用する。

- 2 納入場所が乙の工場である場合においては、甲が契約物品の受領後これを工場から搬出するのに必要な期間は、甲が自ら管理する場合を除き、乙は、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

(代金の請求及び支払)

第26条 乙は、契約物品の全部を納入した場合は、代金を甲の属する資金前渡官吏に適法な支払請求書をもって請求するものとする。

- 2 甲は、前項に定める支払請求書を受理した場合は、受理した日から30日以内の日

に乙に当該金額を支払うものとする。

(相殺)

第27条 甲は、乙に対しこの契約又は他の契約において有する金銭債権と、この契約の支払うべき代金と相殺することができる。

(支払の特例)

第28条 乙は、あらかじめ部分払を約定した場合は、納入既済部分に対する代金の請求をすることができる。

- 2 前項の請求をする場合及び支払については、第26条の規定を準用する。

(支払遅延利息)

第29条 甲は、約定期間（第26条第2項の期間をいう。以下同じ。）内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、約定期間満了の日の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文による財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないも

のとする。

- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 甲が、第21条第4項による期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ前2項の計算の例に準じ、第1項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払わなければならない。

(契約保証金による充当)

第30条 甲は第42条第1項の規定により違約金を徴収し、又は同条第2項の規定により損害賠償を請求する場合は、乙が提供した契約保証金をもってこれに充当するものとする。

- 2 乙が契約保証金に代えて担保を提供した場合においては、前項の徴収又は請求は相当の期間を定めてするものとし、その期間内に支払がなかったときは、甲はこれを換価して得た金額をもって違約金又は損害賠償に充当するものとする。

(納期の猶予)

第31条 乙は、理由を添えて、納期の猶予を申請することができる。

- 2 甲は、前項の申請があった場合においては、契約の目的の達成に支障がないと認める日まで納期を猶予することができる。
- 3 乙は、納期を過ぎた後においても、第1項の申請をすることができる。

(延納金)

第32条 乙は、前条第2項により納期が猶予された場合においては、延納日数に応じ、延納分に相当する代金に対し、1日につき0.1パーセントの率を乗じて計算した金額を延納金として甲に支払わなければならない。ただし、延納分に相当する代金の10パーセントの金額をもって限度額とする。

- 2 前項において「延納日数」とは、次の各号に掲げる日数から乙の責めに帰することができない理由によって納入が遅れた日数その他取引の性質等の事情を考慮して延納金の支払いを求めることを不相当とする日数を除いた日数をいう。
 - (1) 納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された日までに延納分を納入したときは、従前の納期の翌日から納入した日までの日数
 - (2) 納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、従前の納期の翌日から猶予された日までの日数
 - (3) 納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、申請した翌日から納入した日までの日数
 - (4) 納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、申請した日の翌日から猶予された日までの日数
- 3 前項の適用においては、納入は第20条の届出があったときにされたものとみなす。

- 4 乙は、甲が相当の期間を置いて指定する期日までに第1項の延納金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該延納金に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文の規定に基づき財務大臣の定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

（遅滞金）

第33条 乙は、契約物品の納入が納期に遅れた場合には、遅滞日数に応じ、遅滞分に相当する代金に対し、1日につき0.3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならない。

- 2 前項の規定において「遅滞日数」とは、納期の翌日から遅滞分を納入した日（納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合においては、当該申請のあった日）までの日数から乙の責めに帰することができない理由によって遅れた日数を除いた日数をいう。

- 3 前条第3項の規定は、前項の場合に準用し、前条第4項の規定は、第1項の場合に準用する。

（契約物品の納入不能等の通知）

第34条 乙は、理由のいかんを問わず納期までに契約物品を納入する見込みがなくなった場合、契約物品を納入することができなくなった場合又は納入前の契約物品の滅失若しくは損傷で第36条により甲の負担となるべきものが発生した場合は、直ちに甲にこの旨を通知するものとする。

（危険負担）

第35条 甲乙双方の責めに帰することができない理由により、契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は契約物品の納入の義務を免れるものとし、甲はその代金の支払の義務を免れるものとする。

- 2 甲の責めに帰すべき理由により、契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は、契約物品の納入の義務を免れるものとし、甲は乙に代金（乙が納入の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。

- 3 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価格の限度で代金の支払義務を免れる。

（損害負担）

第36条 納入前の契約物品が滅失し、又は損傷した場合においてこれを修補（良品との取替えを含む。以下次条についても同じ。）すべきときは、その損害は次項から第4項までに従って負担されるものとする。

- 2 前項の滅失又は損傷が甲乙双方の責めに帰することができない理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。ただし、官給品等に係る部分については、その損害は甲の負担に帰する。

- 3 第1項の滅失又は損傷が甲の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は甲の負担に帰する。

- 4 第1項の滅失又は損傷が、乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。

- 5 第2項ただし書又は第3項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価格の限度でその負担を免

れる。

(契約物品の契約不適合)

第37条 納入された契約物品に契約不適合がある場合は、甲は、相当の期限を定めて乙に修補（良品との取替え及び数量不足の場合における数量の追加を含む。以下同じ。）を請求するものとする。ただし、甲は、契約不適合が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときその他修補を請求することが相当でないと認められるときは、修補の請求に代えて代金の減額を請求することができる。

- 2 契約物品の契約不適合が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、甲は、前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 3 甲は、契約物品の契約不適合が重要であり、そのため契約の目的を達することができないと認める場合は、第40条による解除の例により契約を解除することができる。この場合において、甲は返還すべき契約物品が既にその用に供せられたとしてもこれにより受けた利益を返還しないものとし、乙は返還すべき金額に利息を付さないものとする。
- 4 甲は、検査等実施要領において、契約物品の全数について数量の確認を行うことが定められている場合は、契約物品の契約不適合として数量の不足を主張することができる。
- 5 修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除の通知は、契約物品の納入の日（乙が当該契約不適合につき知って告げなかった場合は、当該契約不適合が発見された日）から1年以内に発しなければならない。ただし、数量の不足については6か月以内に発するものとし、また、修補の期限がこの期間の満了の日以後に到来することとなっているときは、代金の減額の請求又は契約の解除の通知に関しては、当該期限の到来の日から2週間を経過する日までこの期間を延長する。
- 6 乙は、前項による通知があった場合においては、甲に対し異議を申し立てることができる。甲は、審査の上、乙の申立てに理由があるときは、当該修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除を取り消し、又は変更するものとする。
- 7 契約不適合のある契約物品の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約条項を準用する。
- 8 前各項の規定は、第1項により修補され、再度引き渡された契約物品になお当該修補に係る契約不適合がある場合に準用する。
- 9 修補に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(契約等の変更)

第38条 甲は、契約物品の製造が完了するまでの間において必要がある場合は、納期、納入場所、契約数量、仕様書等の内容その他、この契約に定めるところを変更するため乙と協議することができる。

- 2 甲及び乙は、この契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不相当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。
- 3 前項の規定により契約金額を変更する場合は、乙は当該変更に係る見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

(製造の一時中止)

第39条 甲は、契約物品の製造が完了するまでの間において、その製造を一時中止さ

せることができる。

- 2 甲が製造を一時中止させた場合において、乙に損害が生じたときは、乙はその損害につき、甲に賠償を請求することができる。
- 3 前項による損害賠償の請求は、製造再開の日から30日以内に文書により行わなければならない。
- 4 製造を一時中止した後、再開した場合の納期については、第38条第1項を準用する。

(甲の解除権)

第40条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により乙が納期又は延納期限までに契約物品を納入しなかった場合
 - (2) 乙の責めに帰すべき理由により乙が契約物品を納入することができなくなった場合
 - (3) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が納期又は延納期限までに契約物品を納入しなかった場合
 - (4) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が契約物品を納入することができなくなった場合
 - (5) 乙が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合
 - (6) 乙が契約上の義務に違反したことによって、この契約の目的を達することができなくなった場合
- 2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第41条 乙は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 第38条第1項に規定する甲との協議が整わないとき。
- (2) 甲がこの契約に定める義務に違反したことにより契約の目的を達成することができなくなったとき。

(違約金)

第42条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により、この契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除する場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合においては、甲はその超過分の損害につき賠償を請求することができる。
- 3 第32条第4項は、違約金の徴収の場合に準用する。

(損害賠償)

第43条 甲は、第40条第2項により、この契約の全部又は一部を解除した場合又は第41条の規定により解除した場合は、乙の請求により生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が納期までに契約物品を納入しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りでない。

- 2 前項による損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行わなければ

ならない。

(秘密の保全)

第44条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(サプライチェーン・リスクへの対応)

第45条 乙は、契約物品又は官給品等について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

2 乙は、契約物品及び官給品等について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更が行われないうに相応の注意をもって管理しなければならない。

3 乙は、契約物品又は官給品等について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを棄損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。）を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。

4 甲は、乙がもつばら甲の仕様のために特に導入し、又は組み込むソースコード等の全部又は一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前3項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相応の期間をもってこれに回答するものとする。

5 第1項から第3項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク（契約物品又は官給品等の取扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。）に確実に対応しなければならない。

6 第5条及び第8条の規定は、前5項についても適用する。

(調査)

第46条 甲は、契約物品についてその原価を確認する必要がある場合又は、この契約に基づいて生じた違約金、損害賠償その他金銭債権の保全又はその額の算定の適正を図るために必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関し、帳簿、書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、更に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査することができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(その他)

第47条 この契約の履行については、この契約条項の定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

2 特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。

3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

4 この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

（裁判管轄）

第48条 この契約に関する訴えは、甲の所在する地域を管轄する地方裁判所と定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。